

婦人保護事業の見直しの検討について (これまでの経緯)

《これまでの経緯》

①平成24年度

婦人保護事業等の課題に関する検討会（調査研究事業）

- ・平成24年6月～12月にかけて5回の検討会を実施。（別添1）
- ・検討会で示された課題のうち、運用上の改善で対応できるものについては、可能なものから着実に実施。

②平成28年度

4月 与党「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に関するPT」発足

12月 「性犯罪・性暴力被害根絶のための10の提言」（与党PTまとめ）

→売春防止法を根拠とする婦人保護事業の抜本的な見直しが提言される。（別添2）

③平成29年度

6月 女性活躍加速のための重点方針2017（すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

→「社会の変化に見合った婦人保護事業の見直しに向けた検討を推進するため、婦人相談所等における支援内容等を中心とした実態把握を行う」ことを方針とする。（別添3）

12月 重点方針を踏まえ、「婦人保護事業における支援実態等に関する調査研究」を実施

④平成30年度

6月 女性活躍加速のための重点方針2018（すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

→「平成29年度に実施した調査研究結果等を踏まえ、社会の変化に見合った婦人保護事業の見直しについて有識者等による検討の場を設け、その議論を踏まえつつ必要な見直しを検討する」ことを方針とする。（別添3）

婦人保護事業等の課題に関する検討会(平成24年6月～12月)

- 平成24年4月、全国婦人保護施設等連絡協議会及びNPO法人全国女性シェルターネットから売春防止法の改正等に関する要望を受け、同年6月に「婦人保護事業等の課題に関する検討会」(保健福祉調査委託費を用いた調査研究事業としての位置づけ)を設置。婦人保護事業等の課題について検討。
- 平成24年12月に「婦人保護事業等の課題に関する検討会のこれまでの議論の整理」をとりまとめ。
- 平成25年3月に開催の「全国児童福祉主管課長会議」で配布。

婦人保護事業等の課題に関する検討会 構成員(敬称略、○は座長)

新井 篤	群馬県女性相談所所長	竹内 景子	婦人相談所長全国連絡会議会長
大塩 孝江	全国母子生活支援施設協議会会長	堀 千鶴子	城西国際大学福祉総合学部准教授
○戒能 民江	お茶の水女子大学名誉教授	湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部教授
栗原 博	東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課長	横田 千代子	全国婦人保護施設等連絡協議会会長
黒田 佳子	全国婦人相談員連絡協議会会長	吉村 マサ子	全国母子寡婦福祉団体協議会会長
近藤 恵子	NPO法人全国女性シェルターネット共同代表		

○以下の項目について、検討課題を整理。

- ①用語の見直し ②対象とする女性の範囲 ③施設等の役割や機能 ④婦人相談員のあり方
 ⑤婦人相談所の役割 ⑥都道府県と市の役割分担 ⑦根拠法の見直し

○今後の対応については以下の整理とされた。

- ①運用上の改善で対応の可能性のあるものについては、可能なものから着実に検討を進める
 ②法律上の対応が必要なものについては、その実現に向けて、他制度との整合性等の法制面等の課題について、厚生労働省を始め関係府省や自治体等が調整しながら、検討を進める必要
 ③売春防止法の法体系や、女性に対する暴力の被害者支援のあり方に関するものなどについては、広く国民の理解を得る必要。厚生労働省の所管を超えた検討を要することから、男女共同参画会議などでの議論の必要性にも留意する必要

これまでの検討状況

○法律改正には課題が多いことから、検討会報告書のうち、運用上の改善で対応が可能なものについて検討し、取組を進めてきた。

- ・平成25年度 「婦人相談所ガイドライン」の策定。
：全国の婦人相談所が実施する業務内容を明確化するとともに、支援の均等化・標準化を図るため、婦人相談員、婦人保護施設、民間シェルターからのヒアリングを踏まえて策定。
- ・平成26年度 「DV被害者等自立生活援助モデル事業」の実施。
：民間シェルター等の自立支援に向けた事業について、その効果等を検証予定。
- ・平成26年度 「婦人相談員相談・支援指針」の策定。
：婦人相談員が実施する業務内容や支援サービスを明確化するとともに、切れ目のない相談・支援の質の向上、業務の均等化・標準化を図るため、全国の婦人相談員を対象にした実態調査、民間シェルター・民間支援団体からのヒアリング等を踏まえて策定。
- ・平成27年度 「婦人保護施設等の役割と機能に関する検討」
：全国の婦人保護施設を対象とした実態調査を実施し、その結果を踏まえて、施設の役割と機能についての明確化等について検討。
- ・平成28年度 「婦人保護事業研修体系に関する調査・検討」
：全国標準化した専門性を担保するための研修カリキュラムを作成。
- ・平成29年度 婦人保護事業の見直しに向けて、婦人保護事業の実態を把握するとともに、若年女性に対する支援の実態についても把握（調査研究を実施）。
- ・平成30年度 「婦人相談員手当」の国庫補助基準額を引き上げ、「同伴児童対応職員」の配置基準を拡充、「個別対応職員加算」の創設、「若年被害女性等支援モデル事業」の創設

性犯罪・性暴力被害根絶のための10の提言（抜粋）

（別添2）

（平成28年12月2日 与党「性犯罪・性暴力被害者の支援体制充実に関するPT」）

4. 性犯罪被害者相談支援体制の強化

- 各都道府県警察に設置されている性犯罪被害の相談窓口番号を全国利用型のわかりやすい短縮ダイヤル導入による全国統一化を図るとともに、24時間化を実現し、被害者がいつでも相談できる環境を整えること。
- 警察以外における相談支援体制（ワンストップ支援センター、法テラス、婦人相談所、婦人保護施設等）の拡充も図ること。

5. 婦人保護事業の抜本的な見直し

- 売春防止法を根拠法とする婦人保護事業は、性暴力のみならずDV、貧困、家庭破綻、障害等様々な困難を複合的に抱え、自ら支援を求めて行動することが容易でないケースに対応している。また、この事業に辿りついた女性たちの年齢は10代から高齢者まで多岐にわたり、子どもを同伴することも多く、現行の枠組みでは対応できない実態がある。こうした実態を踏まえ、婦人保護事業を法的な措置を含め抜本的に見直すこと。

6. 被害が顕在化しにくい若年性暴力被害者支援

- 10代、20代の女性は性暴力にあっても、誰にも相談できず、自分だけで抱え込み、顕在化しにくく、支援になかなかつながらない。被害を未然に防ぐため、こうした若年性暴力被害者の実態及び相談・支援の現状を把握し、今後の相談・支援のあり方について検討を行うこと。

7. 性暴力被害者への中長期的な支援体制について

- 性暴力を受けた女性の心と体の回復を支援するには、中長期的なフォローを含めた総合的な支援が必要である。そのため、DV被害を受けた「母子・父子自立支援プログラム」のような性暴力被害者自立支援プログラムの策定や性暴力被害回復支援センター（仮称）等支援のあり方について検討すること。

8. いのちの電話などの自殺防止対策事業と性暴力被害者支援との連携

- 重大な心身にわたる被害による自殺の恐れは緊急に防止する必要がある。自殺防止対策事業と性暴力被害者支援との連携を強化すること。

女性活躍加速のための重点方針2017（抜粋）

（別添3）

（平成29年6月6日 すべての女性が輝く社会づくり本部※）

Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

（4）配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等

②婦人保護事業の在り方の検討

社会の変化に見合った婦人保護事業の見直しに向けた検討を推進するため、婦人相談所等における支援の内容等を中心とした実態把握を行う。

女性活躍加速のための重点方針2018（抜粋）

（平成30年6月12日 すべての女性が輝く社会づくり本部）

I 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

3. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

（4）配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等

②婦人保護事業の見直しの検討

婦人相談所等における支援について実施した実態把握の結果等を踏まえ、課題の整理を行い、社会の変化に見合った婦人保護事業の見直しについて有識者等による検討の場を設ける。その議論を踏まえつつ必要な見直しについて検討する。

※ 平成26年10月3日閣議決定により設置。

本部長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官、女性活躍担当大臣

本部員 他の全ての国務大臣